

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和8年1月9日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会1月総会

開催日時 令和8年1月9日(金)午前10時から午前10時30分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(5番委員、6番委員)

日程

1. 報告第 7号 農地法第3条の規定による許可の取消について(通知)
2. 議案第 25号 農地法第3条(委員会)

出席委員(7名)

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
6番 河 津 博 文 委員	7番 甲 斐 義 隆 委員
8番 井 野 みゆき 委員	

欠席委員(1名)

2番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に参加した事務局職員(2名)

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中ご出席ありがとうございます。
本年もよろしく願いいたします。
ただ今から令和8年1月の農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は2番委員から欠席の連絡があっております。委員7名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。
本日の会議録署名委員は、5番日野委員、6番河津委員をお願いいたします。

報告第7号 農地法第3条の規定による

許可の取消について（通知）

それでは、報告第7号 農地法第3条の規定による許可の取消について（通知）を事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。議案の1ページ目をお願いいたします。

【報告第7号 農地法第3条の規定による許可の取消について（通知）について 詳細に説明】

1. 申請者 譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。
2. 土地の表示 （所在）南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。
（面積）657 m²。（地目）畑。
（所在）南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。
（面積）499 m²。（地目）畑。
3. 理由 売買代金の資金調達が出来なかったため。
以上となります。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の報告第7号農地法第3条の規定による許可の取り消しについて皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

（はい。という声あり）

それでは以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理いたします。

議案第25号 農地法第3条（委員会）

続きまして議案第25号 農地法第3条について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

2ページをお願いいたします。

【議案第25号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

（申請番号）07-19（権利）所有権移転（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に畑。面積657 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に畑。499 m²。合計、畑2筆1,156 m²です。（譲渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇氏。（譲受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇氏。（申請事由）譲受人の新規就農のため及び空き家バンクによる空き家の購入に伴

う農地売買となっております。

この件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料といたしまして次のページ、4ページに關係位置図。それから本日お配りしました3条現地確認写真の1ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、別にお配りしてあります農地法第3条關係許可審議票につきましては野口より説明いたします。

○事務局

それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第3条關係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。それでは地元担当委員であります4番穴井委員から説明をお願いいたします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。

この申請番号07-19の議案につきましては、昨年6月に○氏が農地購入並びに空き家を購入してとの議案でして、この審議決定をいたしました。先ほど説明がありましたとおり、○氏の購入資金が調達できない、ということでの取り消しとなりました。その後譲受人ですが○○○氏より同議案の農地並びに空き家を購入することでの許可申請があり議案となりました。

そのようなことでのご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それではただいまの件について、皆さんからご意見等ありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

(1番委員手をあげる)

1番委員からお願いします。

○1番委員

すいません。この今回の件ですけれども今、穴井委員からも説明がありましたけれども、○さんという方が買うはずだったけど結局買えなくて、ちょうどいいタイミングで○○さんの方からまた話が出て、売買になったということみたいですが、この○○さんは確かあの○○○○○○を經營されてる方だと思ひますけれども、申請事由のところの新規就農のためっていうのと、空き家バンクによる空き家の購入に伴う農地売買ということですが、○○さんが何か空き家を買って新規就農ということなんですかね。であればこの当日配付資料の中に、現耕地75㎡というのがあるんですけど、それは新規就農したときにもう既に75㎡を耕作をしてたということなんでしょうか。

○会長

はい。事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず○○さんの現所有地75㎡につきましては場所が○○○にありまして、○○さんの当日配布資料の年数にもありますがここは作られておらず一応、登記として農地に残っているだけになります。なので、○○さんご自身は農作業経験がゼロであり

参考資料といたしまして、5 ページ目に関係地図。それから本日お配りしております 3 条現地確認写真、こちらの 2 ページ目と 3 ページ目をご覧いただきたいと思います。

続きまして別にお配りしております農地法第 3 条関係許可審議表につきましては、野口より説明いたします。

○事務局 それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは担当説明委員であります 4 番穴井委員から説明をお願いいたします。

○4 番委員 はい。ではご説明申し上げます。

申請番号 07-20 と 07-21 は関連議案でありますので一緒に説明をいたします。

この議案については〇〇〇氏並びに〇〇氏ご夫婦が高齢になったために離農をされまして、子供さんのところに行くということでの発生でございます。

そういったことから、ここに譲受人の〇〇氏が新規就農のためにこの農地並びに空き家を購入されるという議案でございます。

なお、この〇〇氏の住所はですね、〇〇〇というふうになっておりますけども、元々は〇〇〇の方でございます。そういったことでのこの空き家と共に農地と一緒に購入して新規就農したいということでの申請でございまして、ご審議の程よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは皆さんからただいまの件についてご質問等ありましたらお願いします。

(6 番委員手をあげる)

6 番河津委員からお願いします。

○6 番委員 すいません。〇〇さんという方は新規就農するということですが、住まいはどちらの方に住まれるんですか。

○会長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。お答えいたします。

住まいは議案に書いてあります〇〇〇の住所で、そこから通勤されてから農作業も行われるということです。

以上です。

○6 番委員 はい。分かりました。

○会長 他に何かありませんか。

(1 番委員手をあげる)

1 番藤堂委員お願いいたします。

○1 番委員 すいません。穴井委員の説明では、その〇〇さんの空き家というか、家も買い取るというお話だったんですけど、そこに住むというわけではないんですね。

○会長 事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

先ほど藤堂委員よりご質問のあった空き家につきましては、そちらに住まわれるとは本人さんからは聞いておりません。別の用途で活用される予定かどうかにつきましても、そちらに関しては今検討中というところで、回答は得ておりませんので今のこちらの議案に関しましては〇〇〇から通勤されて耕作をされる予定で申請はされております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。他に皆さんからご意見がありましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

1番委員からお願いします。

○1番委員

はい。この〇〇さんっていう方、〇〇〇出身ということでしたけども、年齢的なところはおいつつぐらいかわかりませんが、〇〇から通ってということになると中々厳しい部分もあるのかなと思うんですけども、その辺りは大丈夫なんですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えいたします。

まず、〇〇さんにつきましては審議票にも従事者の方を計上させていただいているところです。こちら詳しくご説明しますと、元々この農地を作られていた方は〇〇〇の〇〇〇〇さん、がこちらの農地を作られてまして、今回〇〇さんが申請をされておりますが、従事者として〇〇〇〇さんもサポートに入りながら作っていただく予定になっております。一応、内容の内訳としましては、トラクター・田植え機等の機械作業は〇〇〇さんをお願いし、草刈り・水張りとかその他の作業を〇〇さんがするという形の兼業農家での農作業を予定しているところです。ですので、一応事務局として問題はないかというところで、議案の方を計上させていただいたところです。

○事務局長

野口がお答えしました補足として、〇〇さんは勤務地が〇〇〇なので毎日通勤はされております。年齢的なものは私の一学年下で49歳になるというところで、勤務でこちらの方に通われているのでこのまま兼業農家として農業を行うというふうに話を聞いております。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番委員お願いします。

○1番委員

勤務地が〇〇〇ということですか。であったとしても当然通ってきて仕事をしているのであれば仕事の狭間にちょこちょこっと、というわけにも中々いかない日もあるでしょうけれども、そうなってくるとこの配付資料に書いてある年間150日、従事者360日というのがあるんですけども、この150日とか可能なんですかね。

○会長

事務局から説明よろしいですか。

○事務局長

はい。私の方から。少し個人情報にはなりますが、〇〇さんは〇〇の〇〇〇〇の〇〇です。ですので実際の現場とか工事とかに出るわけではなくてですね、お話を少し聞いたところで農業の方にもある程度従事しながらやっていきたいということでお話は聞

いておるところです。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○1番委員

はい。

○会長

他に何かありませんでしょうか。皆さんから。

(5番委員手をあげる)

5番日野委員からお願いします。

○5番委員

はい。この農作業歴0年で、農機具が今さつき野口さんの方から説明がありましたように、〇〇〇〇さんが田植えと稲刈りとやっていると思いますが、ここに田植え機とトラクターを所有していますが、これは自分でやっていたというのではないんですか。どうでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。説明させていただきます。

審議票の全部効率利用要件に書いてあります農機具等の書き方につきましては、申請者がリース・所持含めてどの機械をお持ちになっているかどうかというところがございます。こちらに関しては従事者も含まれておりまして、今回書かれているトラクター・田植え機に関しましては、〇〇〇〇さんが所持されているトラクター・田植機を書かせていただいているところがございます。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか

○5番委員

はい。

○会長

他にございませんでしょうか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員どうぞ。

○1番委員

じゃあすいません確認ですけど、ここに書いてある従事者というのは〇〇さんのことなんですね。

○事務局

はい。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

よろしいでしょうか。

(はい。という声あり。)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。はいありがとうございました。

それでは全員賛成ですので当委員会といたしまして、許可をいたします。

最後に07-21、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは3ページ目をお願いいたします。

(申請番号)07-21(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に畑。面積284㎡。合計、畑1筆284㎡。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和8年1月9日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 6番委員

会議録調整者 野口駿太郎
本誌表紙共 枚